

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年12月7日答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200457号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200100号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年3月8日から同年5月8日に訂正し、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

昭和39年3月8日から同年5月8日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和39年3月8日から同年5月8日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和12年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年3月8日から同年5月8日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の記録がない。請求期間当時、同社B事業所から同社C事業所への転勤はあったものの、継続して勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答により、請求者は、請求期間において同社に正社員として継続して勤務(A社B事業所から同社C事業所に異動)していたことが認められる。

また、A社における複数の同僚の回答及び陳述により、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、異動日については、複数の同僚の回答及び陳述から、昭和39年5月8日とすることが妥当であり、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社B事業所に係る同年2月の厚生年金保険の記録から、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和39年3月8日から同年5月8日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周

辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200378号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200099号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)におけるC共済組合員資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

平成2年3月31日までA社に在籍していたが、C共済組合資格の喪失年月日が同年3月31日となっている。正しい資格喪失年月日は平成2年4月1日であるので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C共済組合から提出された請求者の組合員資格喪失届により、A社の事業主は、組合員資格喪失年月日に平成2年3月31日と記載していることが確認できるほか、備考欄への「30日退職」の記載及び「電話照会」の表示が確認できる。

上述の記載等について、C共済組合の現在の担当者は、同共済組合の請求期間当時の担当者がA社に、請求者の退職年月日が平成2年3月30日であることを確認したという意味である旨陳述している。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できないほか、B社の事業主は、請求者の請求期間に係る勤務及び賃金台帳等の掛金の控除を確認できる資料を保存しておらず、請求者も当該期間に係るC共済組合の掛金の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の当該期間に係る勤務及び同共済組合の掛金の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務及びC共済組合の掛金の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がC共済組合員として請求期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。